

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成21年7月10日

京都市長 門川大作

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

京都市消防学校解体撤去工事 ただし、高層訓練棟その他解体撤去工事

(2) 工事場所

京都市伏見区深草越後屋敷町61番地

(3) 工事概要

次の建物等の解体撤去工事

高層訓練棟、屋内運動場、車庫、倉庫・観覧席、水上訓練場更衣室他

(4) 工期

着工命令の日から6箇月以内

(5) 支払条件

前金払は請負代金の4割を超えない範囲内で支払うことし、部分払はなしとする。

(6) 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4のとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認めた者を本件入札参加有資格者とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者に対して設計図書等の複写を承認し、当該有資格者が設計図書等の複写（有料）を入手することにより入札を行う。ただし、下記(4)アに該当する者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることができる（この場合、4(3)ウ(イ)のとおり、あらかじめ京都市電子入札システムを通じて、京都市電子入札システムの本件に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「電子入札システムの申請書」という。）を提出しておく必要がある。）。

(4) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ、落札決定までの期間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

3 入札参加資格に関する事項

共同企業体として、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 構成員の資格要件

本件一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出する日の前日において、現に規則第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、申請書を提出した日（エにあっては、提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において次に掲げるすべての条件を満たす者

ア 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第3条に基づき、平成21年度競争入札参加有資格者格付（解体工事）においてA等級に格付けされていること。

イ すべての構成員は、当該工事種目に係る主任技術者（法令による免許を有する者に限る。）又は監理技術者を専任で1名以上配置し得ること。

なお、当該技術者は、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請日において、他の工事に技術者として配置されていないこと。

(イ) 一般競争入札参加資格確認申請日から落札決定までの期間に、すべての工事の入札案件において、技術者として配置を予定されていない者であること。

(ウ) 落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められないこと。

(エ) 常勤の自社社員であり、かつ、一般競争入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

ウ 構成員は、本件工事に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

エ 本件入札に係る申請書の提出期限から一般競争入札参加資格の確認までの期間において、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

オ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする

する別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか本件入札に参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

(2) 結成方法

2者による自主結成とする。

(3) 出資比率

構成員の出資割合の下限は、30パーセントとする。

(4) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届けているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ 共同企業体の成立日は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日とすること。

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 共同企業体の構成員すべての直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(1)イの技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係等を証明し得る書類等（監理技術者を配置する場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し）を添付すること。

エ 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（用紙交付）

オ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日付国総振第162号により
改正後のもの

なお、インターネット利用者は、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（1部）及び特定建設工事共同企業体協定書（3部）を申請書の提出の日の前日までに契約課まで持参し確認を受けること。

(2) 申請書等の交付期間及び交付場所

本件入札の公告日から平成21年7月23日（木）まで、契約課のホームページ（ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>）及び契約課に設置する公告閲覧専用端末機に入札公告と併せて入札参加資格確認申請書、技術者配置予定調書及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書を掲示するので、契約課のホームページ又は契約課に設置する公告閲覧専用端末機から当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。ただし、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除くこととし、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、公告閲覧専用端末機による交付は、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 申請書等の提出方法等

ア 提出期限

平成21年7月23（木）正午

イ 申請書等の受付時間

午前9時から午後5時まで（ただし、受付期間の最終日は正午までとし、申請書等を持参する者は、正午から午後1時までを除く。）

ウ 提出方法

(ア) 端末機利用者の場合

4(1)の書類を契約課に持参し、提出すること。

(イ) インターネット利用者の場合

申請書の提出の日の前日までに、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（1部）及び特定建設工事共同企業体協定書（3部）を契約課まで持参し確認を受けた後、電子入札システムの申請書に必要事項を入力のうち、4(1)ア～ウに掲げる書類をワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付し、電子証明書を添えて京都市電子入札システムに送信すること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨通知があった者は、速やかに、契約課で本件工事の設計図書等の複写承認申請書の交付を受けるとともに、本市の指定する印刷所で、本市の指定する期間内に設計図書等の写し（有料）を入手すること（ただし、インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることができる。）。

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成21年7月28日（火）

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成21年7月30日（木）午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課まで持参し、提出すること。

5 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 本件入札参加資格の確認後、落札決定までの期間に、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

6 入札方法等

- (1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(4)の方法により入札すること。
- (2) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。
また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(3)アの期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者（契約課に4(3)アの期限までに4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格があると

認められた者に限る。)が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)

(3) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受け入札すること。

(4) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載したうえで、ワード、エクセル(Office2003で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Reader 7.0で扱えること。)にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、封入、封かんし、封筒表面にも工事名及び工事場所、会社の商号又は名称を記載して、入札期間の終了までに契約課に持参すること。

(5) 上記(4)の積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(6) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業

者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

- (7) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。
- (8) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び低入札価格調査制度に係る調査基準価格を入札の前に公表する。
- (9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が一者であるときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

7 入札期間、開札予定日時及び落札者の決定等

(1) 入札期間

平成21年8月6日（木）、7日（金）及び10日（月）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(2) 開札予定日時

平成21年8月11日（火）午前10時

(3) 落札者の決定

落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。

なお、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

(4) 低入札価格調査資料の提出

本件入札において、低入札調査基準価格を下回る価格で応札した場合には、順位に関わらず、低入札価格調査制度における必要書類（契約課ホームページ参照）を、平成21年8月13日（木）午後5時までに、契約課まで持参し、提出

しなければならない。

なお、当該期限までに提出されないときは、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を行う。

(5) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札を決定した日に、以下のとおり通知する。

ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

(6) 落札者以外の入札参加者に対する通知

ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

イ 端末機利用者である場合

落札者を決定した日の翌日から3開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）の期間に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を決定した日の翌日から3開庁日の期間に、その旨記載した書面を契約課まで持参し、提出すること。

(7) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札者を決定した日の翌開庁日の午後1時から契約課のホ

ホームページにおいて公表し、併せて契約課で閲覧に供する。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

10 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当（電話075-222-3313）

(5) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定

する建設工事を請け負わせること。

イ 非落札者が，契約者から本件工事を請け負うこと（２次下請，３次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（行財政局財政部契約課）